

第26回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年8月25日(木) 9時32分～10時47分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 非農地証明願いについて

議案第39号 農用地利用集積計画の取消しについて

議案第40号 農用地利用集積計画について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

○ 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
上脇 重樹 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)

議長 (田嶋 輝男)

定刻を若干過ぎましたが、ただ今から第26回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、7番 高原 熊夫委員、8番 平田 修二委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第26回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。7月26日には、出水地区青年農業者会議及び新規就農者励ましの会へ事務局長と出席いたしました。

8月2日には、出水市において転用の現地調査を、県の農業会議と立ち合いました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところをお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、議案第36号についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は1件であり、所有権移転が1件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、8月16日に2番委員及び11番委員と事務局で「現地調査」並びに「聞き取り調査」を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1 所有権移転について、地図は、1ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われまます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 (坂口 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

8月16日に「11番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作することによって、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番委員 (堂後 委員)

〇〇〇氏は認定農業者であると認識していますが、基盤法では対応しないのですか。

事務局 (濱崎 春香)

譲受人の〇〇氏は、認定農家でないため、3条許可の申請を受け付けました。

議長 (田嶋 輝男)

裏の山を埋め立てていますが、繋がっていくのですか。

事務局 (上脇 重樹)

現地調査の聞き取りにおいて、ため池まで随時購入し、農地として利用したいとのことでありました。今回は、その取っ掛かりの一部と伺っています。

議長 (田嶋 輝男)

〇〇〇〇番地の西側のため池には影響がないのですか。

また、土砂は流れていかないのですか。

11番委員 (石坂 委員)

池までは、距離があり、どこまで工事をするかは不明であります。かなりの距離がありますので、直接の影響はないと思われま

議長 (田嶋 輝男)

ほかに、質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

日程第5 議案第37号

農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （上脇 重樹）

議案第37号について、説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。

8月16日、2番委員及び11番委員並びに事務局職員で申請人への聞き取り及び現地調査を行いました。

それでは整理番号順に説明いたします。

まずは、整理番号1です。

本件は、一般住宅への転用を目的とする、所有権移転です。

地図2ページをご覧ください。

申請地の位置は、阿久根市一般住宅○○○住宅から東北東へ約50メートル、○○○○○○○○商店の北付近です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請した譲受人は、申請地の隣接地にお住まいの○○○○さんです。

○○さんは、現在、申請地の隣接地にある一般住宅にお住まいですが、娘さん家族が当市へ帰郷し同居されるに当たり現在の住宅が手狭になることから現在居住されている一般住宅156.36平方メートルを47.62平方メートル増築し203.99平方メートルとするため、本件を申請されました。

申請地は、隣接する一般住宅敷地と平坦な状態であり、樹木等を伐採された後、平家建の建物が増築されます。

建物の排水は合併浄化槽により処理され、申請地内の雨水と共に隣接する水路へ流下されます。

次に、整理番号2です。

整理番号2は一般住宅への転用を目的とする使用貸借権の設定です。

地図3ページをご覧ください。

申請地の位置は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○から南へ約130メートル、○○○○○住宅の東側に隣接しています。

申請地は、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域内にある農地であり、第3種農地に該当します。

申請した借人は、〇区にお住いの〇〇〇さんです。

〇〇さんは、現在、配偶者の両親と同居されていますが、手狭になったことから自らが居住する一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、ほぼ平坦な状態であり、転用目的のための整地が行われ、平家建の住宅が建築されます。

建物の排水は合併浄化槽により処理され、申請地内の雨水と共に南側市道の側溝へ流下されます。

次に、整理番号3です。

本件は、太陽光発電施設及び通路への転用を目的とする、賃貸借権の設定です。

地図4ページをご覧ください。

申請地の位置は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南西へ約250メートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側に隣接しています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請した借人は、〇〇〇〇〇区に本店を有する〇〇〇〇〇〇〇株式会社です。

〇〇〇〇〇〇〇は、電気機械器具小売業者です。

〇〇〇〇〇〇〇は、売電用太陽光発電施設及び通路を設置するため、本件を申請されました。

申請地は、ほぼ平坦な状態であり、転用目的のための整地を行い、太陽光設備を設置されます。また、通路は、既に農道として整備されているためそのまま使用されます。

雨水排水は、自然流下を基本としますが、敷地脇に土側溝を整備し流水は調整されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5 番委員 (石坂 委員)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告します。

8月16日、2番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは整理番号1から順次報告いたします。

整理番号1につきまして

申請地周囲は、東側は宅地、北側は現況が原野となり農地としての再生利用が困難と見込まれる畑及び宅地、南側及び西側は畑に面しておりました。

申請地に計画される建物は、平家で境界線から一定程度離して設置されます。また、排水についても合併浄化槽で処理した後公共の水路へ流下される計画となっております。

よって、近隣農地への悪影響はないと思われます。

また、本件は隣接宅地に設置されている一般住宅の増築であり、第2種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。

ただし、申請地は、申請地東側にある既存の一般住宅が越境して設置され、また、駐車場及び庭として使用されている状況でありました。

さらに、本件増築部分の工事に着手されておりました。

このことについては、工事を許可されるまで中止し、始末書を提出するよう指導したところ、申請人は工事を中断し、始末書を提出されました。

したがいまして、許可相当であると考えます。

整理番号2につきまして

申請地周囲は、北側は現況が山林となり農地としての再生利用が困難と見込まれる畑、東側は通路、南側は市道、西側は申請人所有の畑でございました。

建物は、平家で境界から一定程度離して設置されます。また、生活排水については市道側溝まで排水施設を接続し、雨水排水についてはブロック塀を設置するなど隣接地への流出を防ぐ計画となっております。

よって、隣接農地への悪影響はないと思われます。

なお、申請は500平方メートルの畑の一部を転用するものであり、こ

れにより申請地西側には約250平方メートルの狭小な畑が残ることになります。この畑は申請人両者が露地野菜を栽培するなどして耕作を継続されることでした。

また、申請地は第3種農地であります。

したがって、許可相当であると考えます。

整理番号3につきまして

申請地周囲は、北側及び西側は畑及び現況が原野や山林となり農地としての再生利用が困難と見込まれる畑、東側は山林、南側は山林及び〇〇〇〇〇〇用地でございました。

工作物は、境界から一定程度離して設置されます。また、雨水の排水は、自然流下で問題はないと判断しました。

よって、隣接農地への悪影響はないと思われます。

また、代替地を検討されましたが、本件事業の目的を達成できる農地以外の土地を確保することができなかつたこととす。

したがって、許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

ほかに、質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第38号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

日程第7 議案第39号

農用地利用集積計画の取消しについてを議題といたします。

本件の中に、私自身の案件が含まれており、議事参与の制限に該当します。

つきましては、私の案件以外についてを議題とします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成28年農用地利用集積計画書(利用権の設定の取り消し)第1号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成28年9月1日となります。

1頁をご覧ください。

(議案資料にて説明)

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは次に私の案件について、審議していただきたいと思いますので、議長について、石坂会長代理を指名して、議長を交代いたします。

議長 (石坂 務)

それでは、田嶋会長に代わり議長を務めさせていただきます。

これより、農用地利用集積計画の取り消しで、田嶋会長に関係の案件を審議しますので、田嶋会長の退席をお願いいたします。

(12番 田嶋輝男会長 退席)

議長 (石坂 務)

それでは、整理番号2について事務局に説明を求めます。

(議案資料にて説明)

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

議長 (石坂 務)

質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。
それでは、田嶋会長の着席を許し、併せて議長を交代いたします。

(12番 田嶋輝男会長 議長席に着席)

日程第8 議案第40号

農用地利用集積計画についてを議題といたします。

本件の中に、議案第39号と関連します私自身の案件が含まれており、議事参与の制限に該当します。

つきましては、私の案件以外についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成28年農用地利用集積計画書第8号について提案いたします。この議案書の広告年月日は平成28年9月1日となります。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第40号平成28年農用地利用集積計画書第8号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。
それでは次に私の案件について、審議していただきたいと思いますので、議長について、石坂会長代理を指名して、議長を交代いたします。

議長 (石坂 務)
それでは、田嶋会長に代わり議長を務めさせていただきます。
これより、農用地利用集積計画について、田嶋会長に関係の案件を審議しますので、田嶋会長の退席をお願いいたします。

(12番 田嶋輝男会長 退席)

議長 (石坂 務)
それでは、整理番号10について事務局に説明を求めます。

(議案資料にて説明)

議長 (石坂 務)
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑を許します。

議長 (石坂 務)
質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは、田嶋会長の着席を許し、併せて議長を交代いたします。

(12番 田嶋輝男会長 議長席に着席)

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:47